

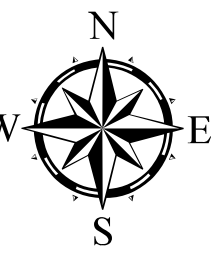
嘉島町排水設備工事マニュアル

嘉島町建設課

— 目 次 —

嘉島町公共下水道事業計画一般平面図

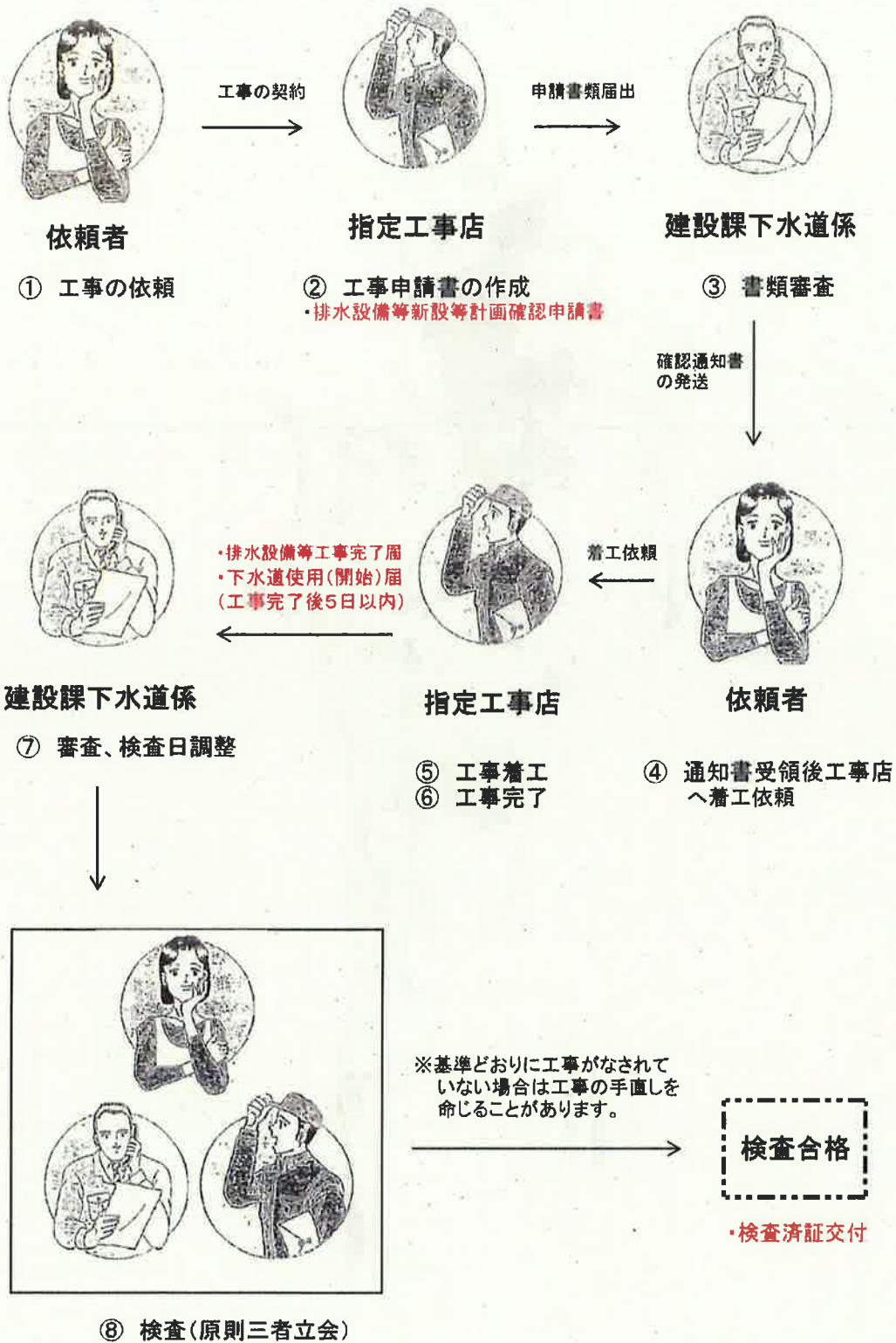
排水設備（水洗化）工事の進め方	p 1
排水設備工事に伴う設置基準及び注意点	p 2 ～ p 3
罰則規定	p 4
排水設備工事関係記載例	p 5
排水設備等新設等計画確認申請書	p 6
工事明細書	p 7
工事設計図	p 8
排水設備等工事完了届	p 9
工事实績明細書	p 10
工事設計図（例：変更）	p 11
下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届	p 12
工事施工写真例	p 13 ～ p 19
指定工事店登録関係	p 20
指定工事店登録申請関係記載例	p 21
排水設備指定工事店申請書	p 22
排水設備指定工事店変更届出書	p 23
嘉島町排水設備指定工事店継続申請書	p 24
水洗便所改造工事費等助成金制度	p 25
水洗便所改造工事費等助成制度フロー図	p 26
水洗便所改造工事費等助成金交付申請関係記載例	p 27
水洗便所改造工事費等助成金交付申請書	p 28
水洗便所改造工事費等助成金交付請求書	p 29



凡 例	
記 号	名 称
	全体計画区域（今回）
	事業計画区域（既計画）
	事業計画区域（今回追加）
	汚 水 幹 線
	既 計 画 将 来
	終 末 処 理 場
	中 継 ポ ン プ 場
	マ ン ホ ー ル ポ ン プ
	点 検 箇 所

嘉 島 町 公 共 下 水 道 事 業		
下 水 道 計 画 一 般 図 （ 汚 水 ）		縮尺1：12,000
熊 本 県 嘉 島 町	株 式 会 社 N J S	令 和 5 年 度
承 認	設 計	1 / 1

排水設備(水洗化)工事の進め方



排水設備工事に伴う設置基準及び注意点

排水設備等の構造基準等（嘉島町下水道条例施行規則第3条抜粋）

排水人口（人）	排水管の内径（mm）	勾 配
150未満	100以上	100分の2以上

- ① 水洗式便所、台所、浴場、洗面所等の汚水流出箇所には、トラップ及び防臭装置を取り付けること。
- ② 防臭装置の排水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- ③ 台所、浴場、洗濯場等の汚水流出口には、塵芥その他固形物の流下を止めるために有効なストレーナーを設けること。
- ④ 生ゴミ等を粉碎して公共下水道に排除する装置（ディスポーザー）は原則として、設置を認めないこと。
- ⑤ 枝管の内径は、最小50ミリメートルを標準とすること。
- ⑥ 油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出するおそれのある場所の汚水流出口には除油装置を設けること。
- ⑦ 洗車場その他土砂を多量に排出する場所及び土砂の流入のおそれのある場所には、排水管に土砂の流入が有効に防止できる砂溜まりを設けること。
- ⑧ 排水管の土かぶりは、私道内では100センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準とすること。
- ⑨ 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。
- ⑩ その他特別な理由があるときは、町長の指示を受けなければならないこと。

◇注 意 点◇

- ① 排水設備確認申請書、完了届等提出書類の記名は必ず申請者本人により行うこと。
(施工業者の代筆は不可)
- ② 起点土被り及び勾配が家屋等の構造上、設置基準を満たせないと予測される場合は、必ず事前に下水道係と協議すること。
- ③ 管渠延長が管径の120倍を超える場合は、その間に管理用の柵等を必ず設置すること。
- ④ 完了届に添付する施工写真の撮り忘れが無いようにすること。
- ⑤ 完了届は必ず施工完了から5日以内に提出すること。提出が遅れた場合その間の下水道使用料は施工業者から徴収することになります。
- ⑥ 使用人数は正確に記載すること。
- ⑦ 排水設備確認申請書と完了届の同時提出は絶対にしないこと。許可前着工となるため罰則規定に該当します。
- ⑧ 排水設備確認申請書提出後3ヶ月以内に工事完了すること。ただし、新築等により本体工事の遅れ等による場合はその旨下水道係に連絡すること。
- ⑨ 材料及び器具は下記の規格品を用いる。
 - ・ 日本工業規格 (J I S)
 - ・ 日本水道協会規格 (J WWA)
 - ・ 日本下水道協会規格 (J SWAS)
 - ・ 空気調和、衛生工学会規格 (H A S S)
- ⑩ その他、施工上問題等が発生した場合は、必ず下水道係と協議を行うこと。

◇罰 則 規 定◇

次項に該当すると認められた場合は5万円以下の過料を科する。

- ・排水設備確認申請書の未提出により、許可無く施工した場合。(無断接続)
- ・指定工事店以外での施工(名義貸し等は絶対禁止)
- ・偽りその他不正な手段によって責任技術者の登録を受けた者
- ・工事完了後5日以内に完了届を提出しなかった場合。(その間の下水道使用料相当額は施工業者より徴収する)
- ・各種届出書の内容に不実の記載があった場合。
- ・偽り、その他不正な手段により使用料の徴収を免れた場合。「徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

排水設備工事関係記載例

記載例及び注意事項に留意し、記入漏れ等のないように作成してください。

－ 様 式 －

- 排水設備等新設等計画確認申請書・・・・・・・・・・様式第 1 号（施行規則第 4 条）
- 排水設備等工事完了届・・・・・・・・・・様式第 11 号（施行規則第 22 条）
- 下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届・・・様式第 15 号（施行規則第 27 条）

－ 排水設備等新設等計画確認申請書の添付書類 －

- 工事明細書
- 工事設計図

－ 排水設備等工事完了届の添付書類 －

- 工事実績明細書
- 工事設計図
- 工事写真

様式第 1 号(第 4 条関係)

排水設備等新設等計画確認申請書			
令和○年 ○月 ○日			
嘉島町長			
住所 上益城郡嘉島町上島 530 番地			
申請人 氏名 嘉島 太郎			
電話番号 096-237-2619			
排水設備等新設等計画の確認を下記のとおり申請します。			
なお、この排水設備等新設等工事において、利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。			
設置場所	嘉島町 上島 530	番地	
使用者	住所	氏名	
他人の土地、家屋又は排水設備を使用する場合は、その方の住所、氏名	住所	氏名	
申請者と同一の場合は記入不要			
該当する項目に○			
工事の種類	新 設・増 設・改 築・変 更		水洗便所
	新 設	改 造	
	増 設	浄化槽切替	
建物の用途	住宅・店舗・店舗兼併用住宅・その他()		
排水人口	(4)人		
工事予定期間	R○年 ○月 ○日～ R○年 ○月 ○日		
添付書類	1 位置図 工事施工地を表示するもの		
	2 平面図 縮尺 100 分の 1 以上		
	3 縦断図 縦縮尺 50 分の 1 以上		
	4 構造図 縮尺 50 分の 1 以上		
施工者	住所 上益城郡嘉島町上島 1111	排水設備責任	住所 上益城郡嘉島町上島 1111
	氏名 代表者 嘉島 三郎	技術者	氏名 代表者 嘉島 三郎

工 事 明 細 書

	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
衛生器具取付工事	衛生器具類	ABC-123	1	式	100,000	100,000	
	便 槽 処 理	浄化増 (5人槽)	1	式	100,000	100,000	
①	小 計					200,000	
排水設備工事	汚 水 管	φ=(100VU 管)	18.6	m	10,000	186,000	
	"	φ=(管)		m			
	"	φ=(管)		m			
	中 間 マ ス	90L 100-150	3	個	10,000	30,000	
	"	90Y 100-150	1	個	10,000	10,000	
	"	90Y 100X75-150	2	個	10,000	20,000	
②	小 計					246,000	
③	付 帯 工	コンクリート復旧	1	式		100,000	
④	工 事 費 計	①+②+③				546,000	
⑤	消 費 税	④×10%				54,600	
⑥	合 計	④+⑤				600,600	

〔既設の排水設備の利用について〕

既設管利用	す る ・ し ない	既設ます利用	す る ・ し ない
以上の事柄について問題を生じた場合は、一切私の責任において処理します。 ※既設管、既設マスのいずれかに「する」があれば、申請者の同意が必要 令和〇年 〇月 〇日 氏名 嘉島 太郎			

※注意事項

工事完了後、完了届に管布設状況写真（12mに1ヶ所）及び出来型図面を添付し、提出する事。

平面図(詳しく丁寧に)
 図形として1/100の縮尺とする

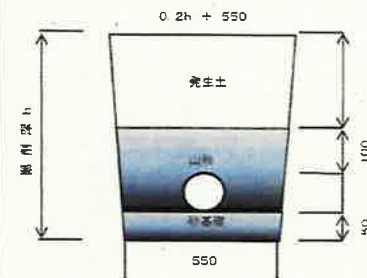
工 事 設 計 図

縮尺 1:100

付 近 見 取 図



配 管 断 面 図



No.1 90° 100-150		No.2 90° 100-150		No.3 90° 100-150		No.4 90° 100-150		No.5 90° 100-150		No.6 90° 100-150		排水用水管	
地盤高	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
土盛り	0.20	0.23	0.27	0.36	0.41	0.46	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
管底高	9.800	9.668	9.633	9.542	9.495	9.439	9.328	9.328	9.328	9.328	9.328	9.328	9.328
溝底	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13

●VU100 2/100 ※勾配は2/100以上を確保する。

※ 管底の長さがその内径の120倍を超える場合には新たに管を継ぎ合わせる。

通 用		汚 水 管	給 水 管	黒 赤
施 工 者 名		上 庄 城 部 建 設 有 限 公 司	代 表 人 員	代 表 人 員
備 考		排水設備工事責任技術者 齋 藤 太 郎		
備 考		1. 管種、管径、管底の位置、延長、中間点の位置、公共部分との接続箇所、埋設の位置、管底の高さ等 は明示すること。 2. 使用する材料の材質および規格を表示すること。		

様式第 11 号(第 22 条関係)

令和○年 ○月 ○日	
排水設備等工事完了届	
嘉島町長	様
届出人	住所 上益城郡嘉島町上島 530 番地
	氏名 嘉島 太郎
工事店	住所 上益城郡嘉島町上島 1111
	商号 嘉島設備
	代表者名 嘉島 三郎
次のとおり届け出ます。	
設置場所及び使用者	嘉島町大字 上島 530 番地 氏名 嘉島 三郎
許可年月日及び番号	R○年 ○月 ○日 嘉建第 ○○○ 号
工 事 種 別	新設、増設または改築のいずれかを記入してください
工 事 期 間	R○年 ○月 ○日～ R○年 ○月 ○日
完 了 年 月 日	R○年 ○月 ○日
検 査 希 望 年 月 日	R○年 ○月 ○日
摘 要	

工 事 実 績 明 細 書

	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
衛生器具取付工事	衛生器具類	洋便器	ABC-123	1 式	100,000	100,000	
	便 槽 処 理	浄化増 (5人槽)	1 式		100,000	100,000	
①	小 計					200,000	
排水設備工事	汚 水 管	φ=(100VU 管)	18.6	m	10,000	186,000	
	〃	φ=(管)		m			
	〃	φ=(管)		m			
	中 間 マ ス	90L 100-150	3	個	10,000	30,000	
	〃	90Y 100-150	1	個	10,000	10,000	
	〃	90Y 100X75-150	2	個	10,000	20,000	
②	小 計					246,000	
③	付 帯 工	コンクリート復旧	1	式		100,000	
④	工 事 費 計	①+②+③				546,000	
⑤	消 費 税	④×10%				54,600	
⑥	合 計	④+⑤				600,600	

宅 内 排 水 設 備 検 査 調 書 ※建設課記入欄

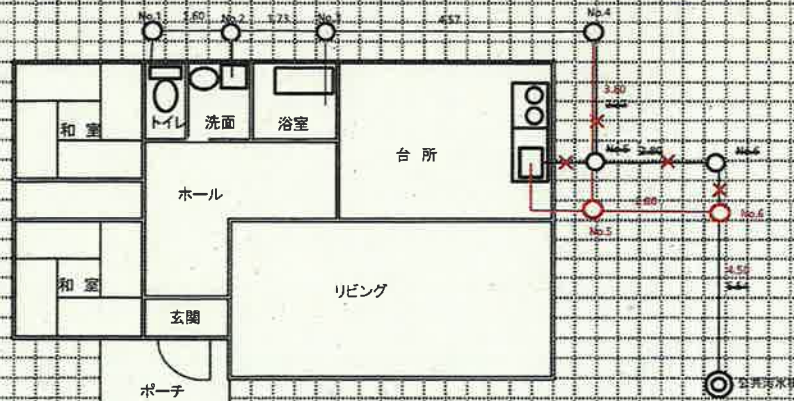
検 査 内 容			
	計 画	検 査	
配 管 延 長			
汚 水 ま す			
浄 化 槽 処 理	撤去 ・ 埋戻し	衛生器具等	有 ・ 無
本 人 立 会	有 ・ 無	検 査 員	

平面図(詳しく丁寧に)
原則として1/100の縮尺とする

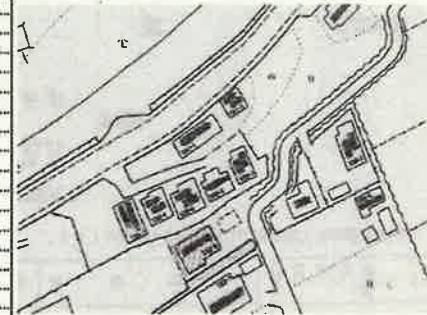
工 事 竣 工 図

縮尺 1:100

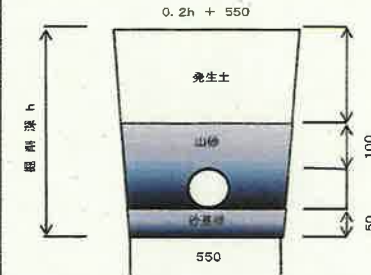
※ 施工変更が生じた場合は赤で修正すること



付 近 見 取 図



配 管 断 面 図

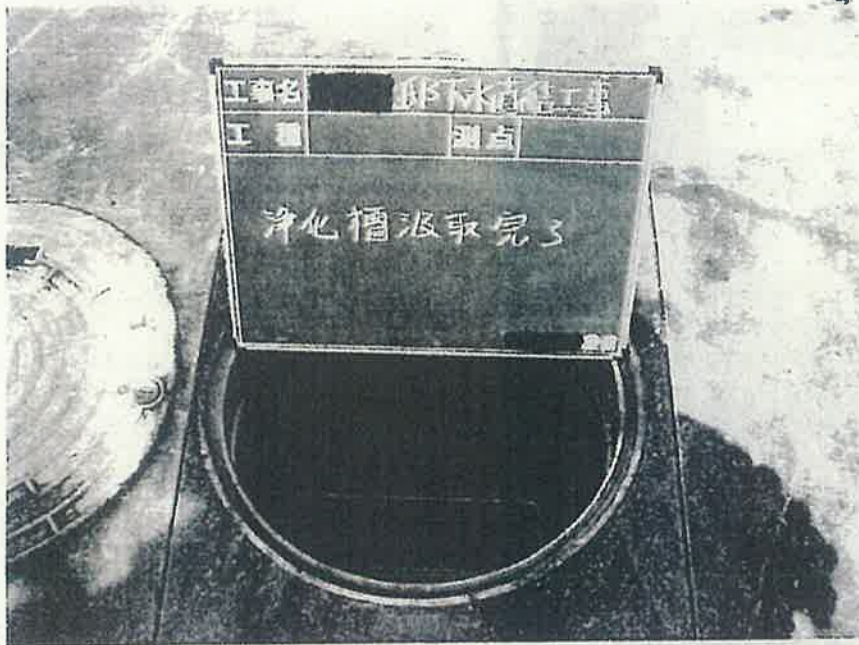


	No.1 90L 100x150	No.2 90L 100x150	No.3 90L 100x150	No.4 90L 100x150	No.5 90L 100x150	No.6 90L 100x150	公共給水点
GL 10.00							
	1.60	1.73	4.57	3.80	2.80	4.50	
				2.22	2.80	5.50	
地盤高	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
土留り	0.20	0.23	0.27	0.36	0.43	0.49	0.58
管底高	9.700	9.658	9.633	9.542	9.466	9.410	9.320
測点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	公共給水点

適用		汚水管 : 黒	給水管 : 赤	雨水管 : 茶
施工者名	上谷城郡葛岡町上島530			排水設備責任技術者印
	葛岡設備 代表 葛岡 太郎			設計者印
		排水設備工事責任技術者 葛岡 太郎		
備考		1. 管種、管径、管きの位置、延長、中間ますの位置、公共ますとの接続箇所、使用の位置、管底の高さ等は明示すること。		
		2. 使用する材料の材質および規格を表示すること。		

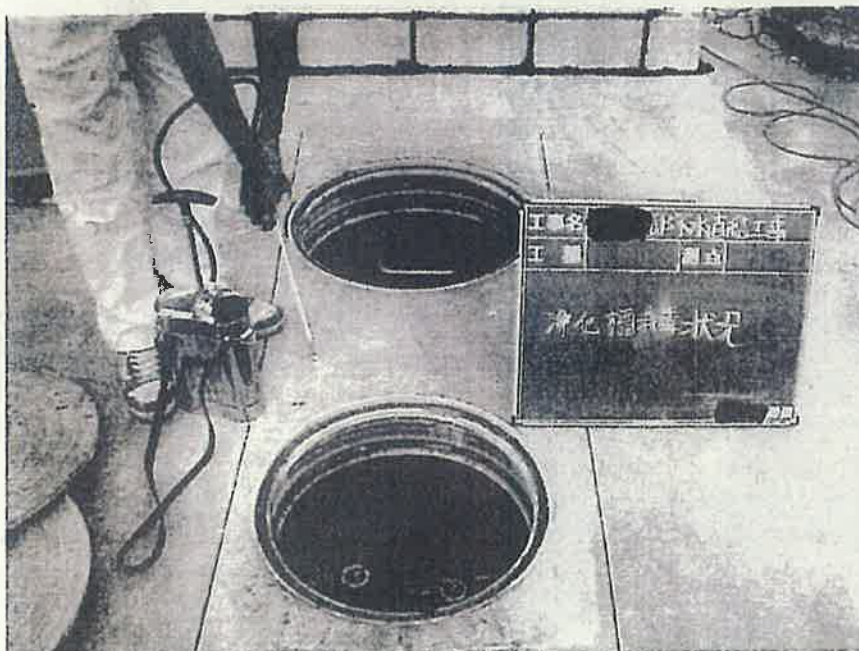
様式第 15 号(第 27 条関係)

開始に○ 下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届 提出日 R3 年 4 月 1 日 下水道使用者住所 嘉島町上島 530 嘉島町長 様 氏名 (ふりがな) 使用者 住所 嘉島町上島 530 生年月日 氏名 嘉島 太郎 日中に連絡が取れる番号を記入 生年月日 平成 3 年 3 月 3 日生 して下さい。 電話番号 096 (237) 2619 次のとおり届けます。 下水道を使用する住所 (居宅住所)					
設 置 場 所	嘉島町大字上島 530 番地			排水設備検査証番号	
				第 号	
設 置 者	住所 氏名				
	記入不要				
使 用 目 的	Aに○ ☒ A 一般家庭用 B 浴場営業用 C 臨時用 D その他				
使 用 人 口	世帯 3 人 居住人員				
使 用	☒ A 開始 B 休止 C 廃止 D 再開				
期 日	令和 3 年 5 月 1 日 使用開始日				
併用使用	トイレ	風呂	炊事	洗濯	洗顔その他
調査事項	人	人	人	人	人
その他調査事項 (所在地) 記入不要					
※住民票が嘉島町外にある方は、記入をお願いします。					



No. _____

浄化槽汲取完了



No. _____

浄化槽消毒状況



No. _____

浄化槽底穴あけ状況



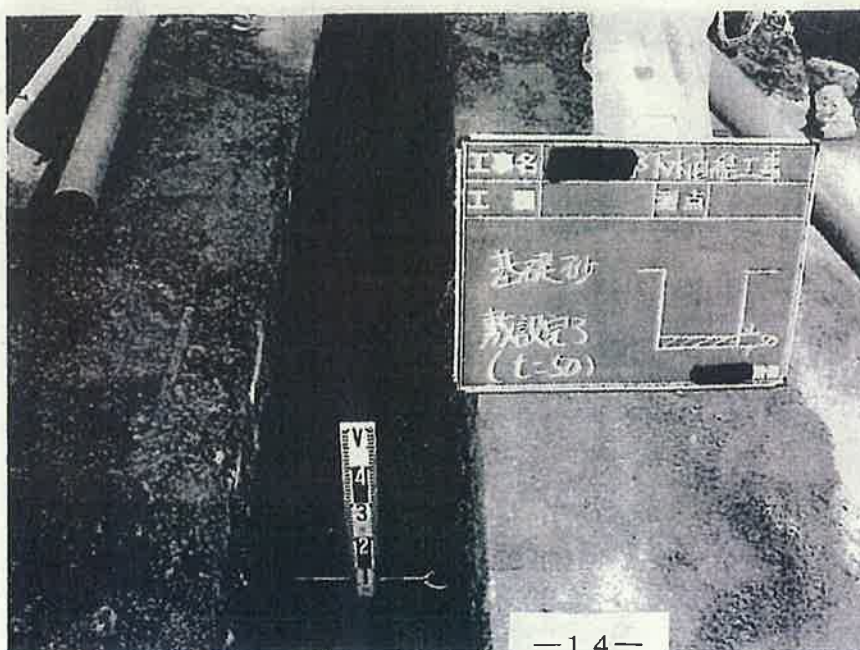
No. _____

掘削工（機械）



No. _____

掘削工（人力）



No. _____

基礎砂（山砂）

敷設完了 t=50



No. _____

基礎砂 (山砂)

敷設完了 t = 50



No. _____

管布設 (VU φ100)

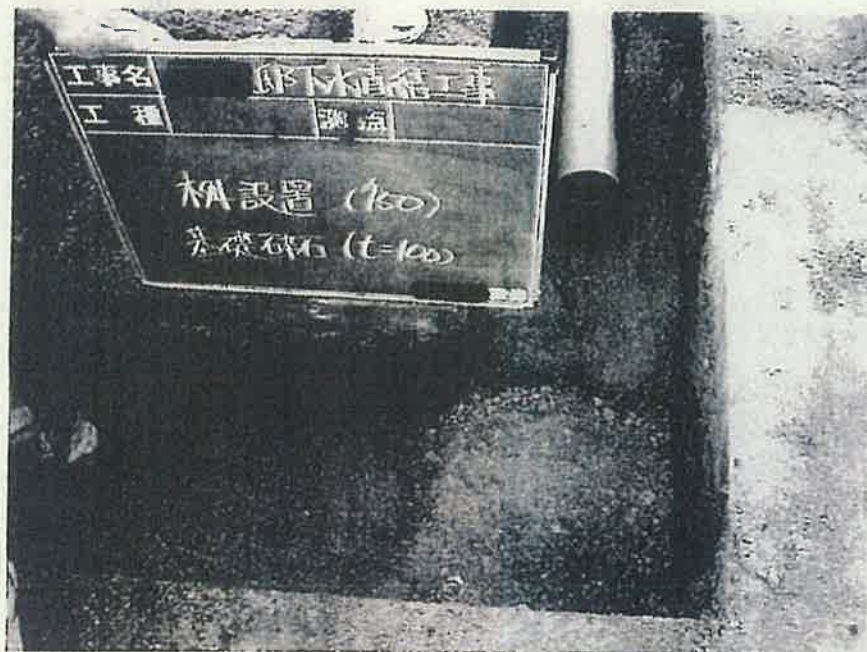
布設状況



No. _____

管布設 (VU φ100)

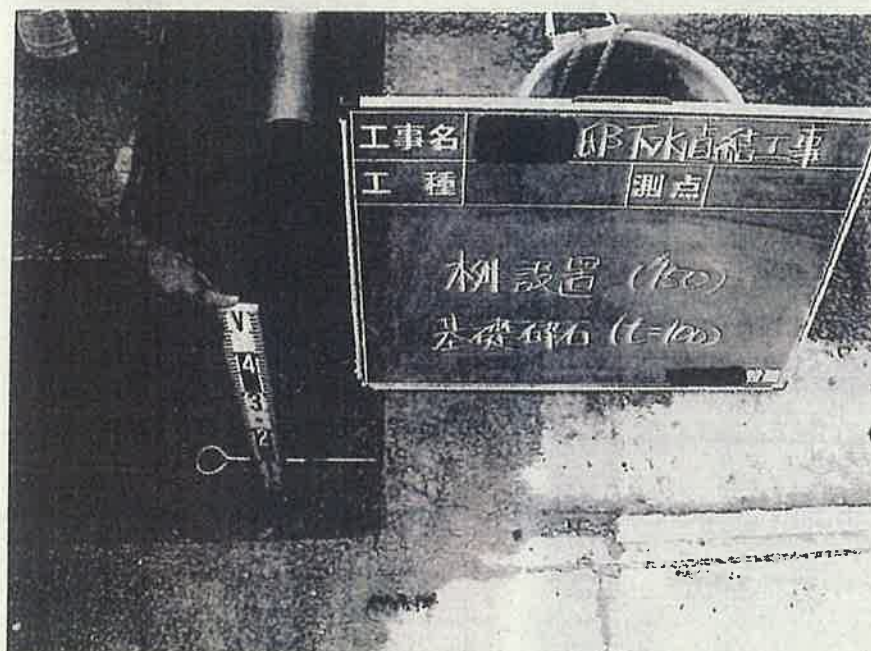
布設完了



No. _____

柵設置 (VUφ150)

基礎碎石 t=100



No. _____

柵設置 (VUφ150)

基礎碎石 t=100



No. _____

柵設置 (VUφ150)

設置完了



No. _____

管布設 (VU φ100)

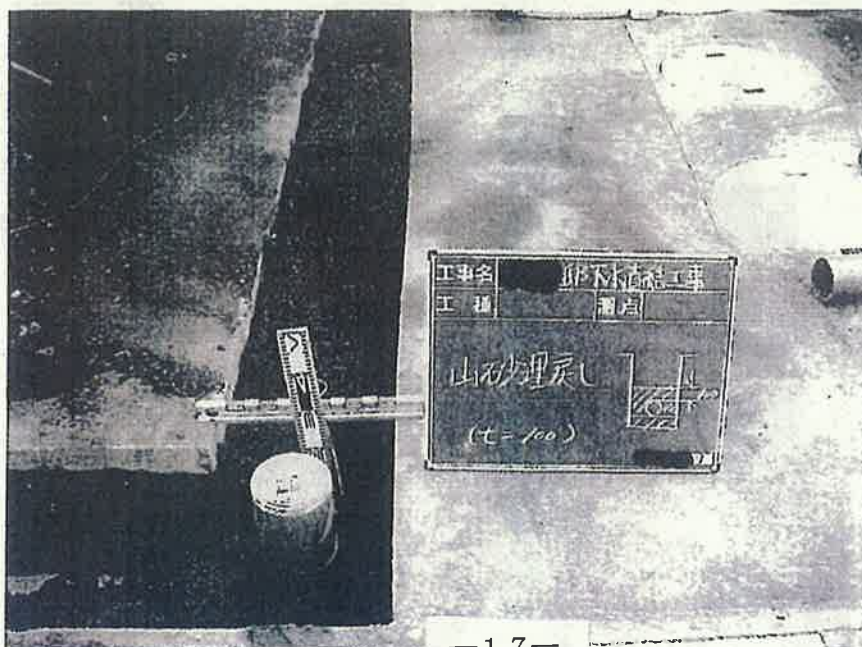
布設完了



No. _____

管布設 (VU φ100)

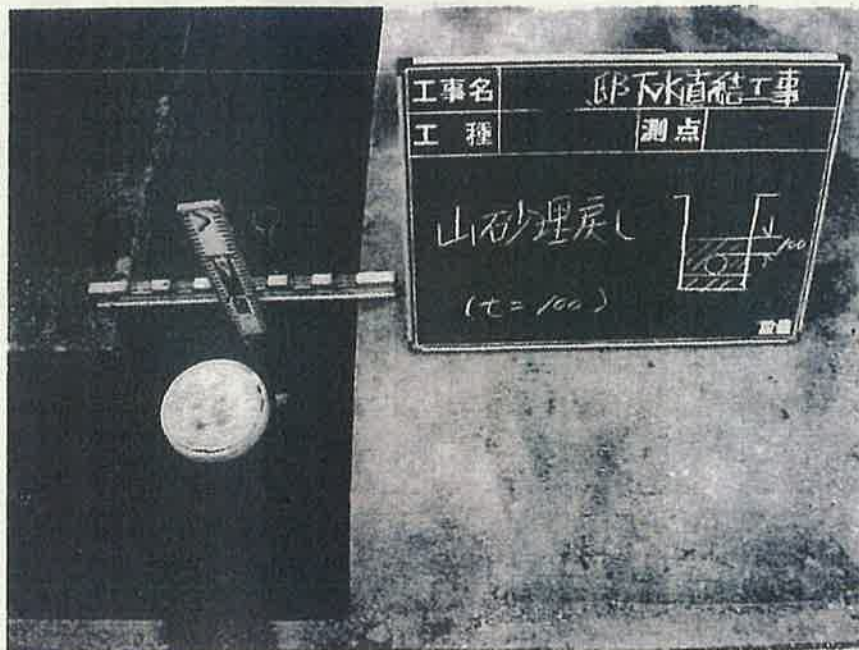
布設完了



No. _____

管防護砂 (山砂)

埋戻状況 t=100



No. _____

管防護砂 (山砂)

埋戻完了 t=100



No. _____

復旧工 (コンクリート)

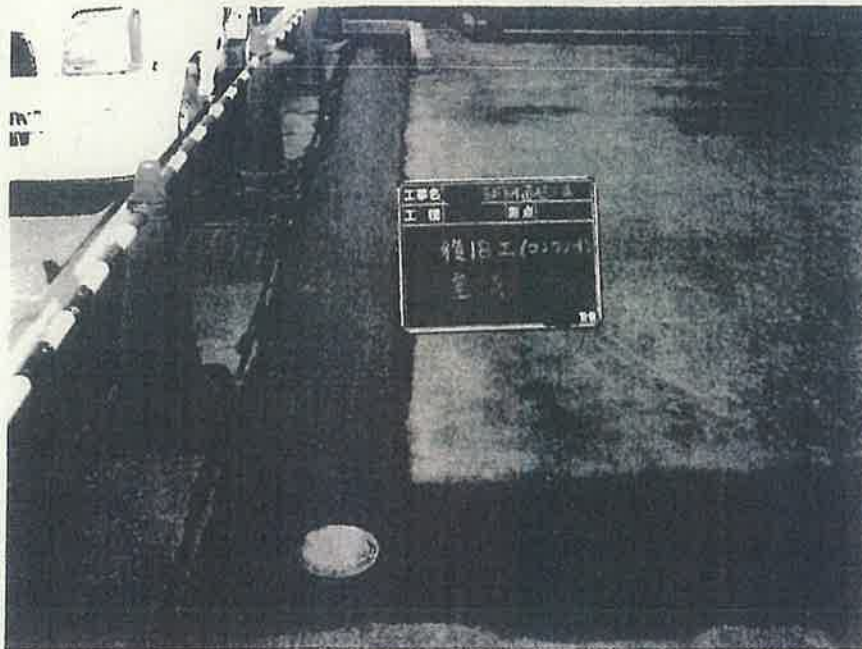
路盤転圧工 (碎石)



No. _____

復旧工 (コンクリート)

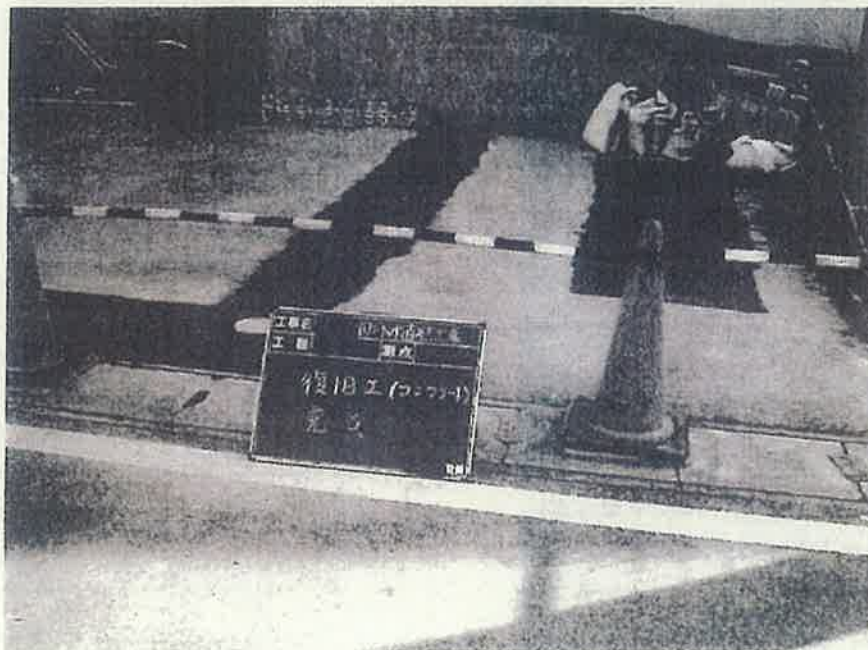
路盤転圧工 (碎石)



No. _____

復旧工(コンクリート)

完了



No. _____

復旧工(コンクリート)

完了

No. _____

指定工事店登録関係

指定期間・・・原則として指定日より5ケ年とする。ただし年度途中の場合は短縮されます。

指 定 日・・・原則として4月1日とするが、年度途中の登録の場合、指定工事店登録申請決裁日を指定日とする。

指定期間満了日・・・3月31日とする。

登録手数料・・・・・・・・10,000円

指定工事店登録条件

- ・嘉島町登録の責任技術者が1名以上選任していること。
- ・工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- ・熊本県内に店舗（事務所）を有すること。

遵守事項及び責任

- ・店舗の移動若しくは責任技術者の変更その他重要な異動があったときは、その都度変更届出書（様式第6号－2）により届出なければならない。
- ・指定証を店舗の見やすい場所に掲示すること。
- ・工事の依頼を受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- ・工事は責任技術者の管理の下において行うこと。
- ・名義を第三者に貸してはならない。
- ・請け負った工事を第三者に一括下請けさせてはならない。
- ・工事完了検査の結果、不良と認められる箇所については、指定する期間内にこれを改修しなければならない。
- ・工事に合格した後でも、1年以内において自己の工事に係わる排水設備に故障を生じたときは、無償でこれを修理しなければならない。ただし、不可抗力又は使用者の責に起因するときはこの限りではない。

指定工事店登録申請関係記載例

－ 様式－

- 排水設備指定工事店申請書……………様式第 6 号（第 8 条関係）
- 排水設備指定工事店変更届出書……………様式第 6 号－ 2（第 1 6 条関係）
- 嘉島町排水設備指定工事店継続申請書……様式第 5 号（第 7 条関係）

－ 排水設備指定工事店申請書及び嘉島町排水設備指定工事店継続申請書の添付書類 －

- 工事業者が個人の場合は、住民票、在留カード又は特別永住者書、市町村が発行する身分証明書
- 工事業者が法人の場合は、定款又は寄附行為、登記事項証明書、代表者の住民票、在留カード又は特別永住者書、市町村が発行する身分証明書
- 営業所の平面図、付近見取図、写真
- 選任する責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し、雇用関係を証する書類
- 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類

－ 排水設備指定工事店変更届出書の添付書類 －

- 指定工事店名(商号)または代表者変更の場合
 - ・ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人)
 - ・ 指定工事店証
- 指定工事店所在地変更の場合
 - ・ 住民票、在留カード又は特別永住者書
 - ・ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人)
 - ・ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
 - ・ 指定工事店証
- 役員変更の場合
 - ・ 登記事項証明書
 - ・ 条例第 6 条の 3 第 1 項第 4 号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 責任技術者変更の場合
 - ・ 責任技術者証の写し

○年 ○月 ○日

排水設備指定工事店申請書

嘉島町長 様

申請者 住所 上益城郡嘉島町上島 530 番地
氏名 嘉島 太郎

次のとおり申請します。

名 称	嘉島設備
住所 代表者 氏名	上益城郡嘉島町上島 530 番地 電話番号 096(237)2619 嘉島 太郎
住所 営業所 名称	上益城郡嘉島町上島 1111 番地 嘉島営業所 電話番号 096(237)1111

(添付書類)

- 1 工事業者(法人にあっては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類
- 2 個人の場合は、住民票、在留カード又は特別永住者証明書
- 3 法人の場合は、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び代表者に関する前号に定める書類
- 4 営業所の平面図及び付近見取図並びに写真
- 5 選任する責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類
- 6 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類
- 7 嘉島町下水道条例第 6 条の 3 第 1 項第 4 号アからウまでのいずれにも該当しないことを証する誓約書

○年 ○月 ○日		
排水設備指定工事店変更届出書		
嘉島町長 様		
指定番号 第○○○号		
指定工事店(商号) 嘉島設備		
代表者氏名 嘉島 太郎		
異 動 事 項	新	旧
ふ り が な 指定工事店名(商号)	しんかしませつび 新嘉島設備	かしませつび 嘉島設備
〔添付書類〕 1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人) 2 指定工事店証		
指定工事店所在地	上益城郡嘉島町上島 1111 番地 電話 096(237)1111	上益城郡嘉島町上島 530 番地 電話 096(237)2619
〔添付書類〕 1 住民票、在留カード又は特別永住者書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人) 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 4 指定工事店証		
ふ り が な 代 表 者 氏 名	かしま じろう 嘉島 次郎	かしま たろう 嘉島 太郎
〔添付書類〕 1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人) 2 指定工事店証		
役 員	変 更 有 ・ 無	
〔添付書類〕 1 登記事項証明書 2 条例第 6 条の 3 第 1 項第 4 号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類		
責 任 技 術 者 氏 名	嘉島 次郎	嘉島 太郎
〔添付書類〕 責任技術者証の写し		

変更した事項のみ記入し、対象の添付書類を提出して下さい。

○年 ○月 ○日

嘉島町排水設備指定工事店継続申請書

嘉島町長 様

申請者 住所 上益城郡嘉島町上島 530 番地
氏名 嘉島 太郎

次のとおり申請します。

指 定 番 号	○○○
排水設備指定工事店名	嘉島設備
住 所 代表者 氏 名	上益城郡嘉島町上島 530 番地 電話番号 096(237)2619 嘉島 太郎
住 所 営 業 所 名 称	上益城郡嘉島町上島 1111 番地 電話番号 096(237)1111 嘉島営業所

(添付書類)

- 1 工事業者(法人にあっては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類
- 2 個人の場合は、住民票、在留カード又は特別永住者証明書
- 3 法人の場合は、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び代表者に関する前号に定める書類
- 4 営業所の平面図及び付近見取図並びに写真
- 5 選任する責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類
- 6 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類
- 7 嘉島町下水道条例第 6 条の 3 第 1 項第 4 号アからウまでのいずれにも該当しないことを証する誓約書

水洗便所改造工事費等助成金制度

◎概要

水質保全と生活環境の改善を図るとともに、下水道事業の経営に不可欠な接続率向上を目的として、既設住宅の下水道接続のための排水設備工事を行う方に対し、予算の範囲内において助成金の交付を行う事業です。

◎助成対象者

1. 一般住宅（店舗併用住宅含む）の所有者若しくは使用者
2. 集合住宅（アパート等）の所有者

} ※新築は対象外

◎助成条件

1. 町税等の滞納がない者
2. 供用開始後3年以内に接続が完了した者

◎助成額

既設の排水設備の処理方法により助成額の上限を設定しています。

一般住宅	くみ取り便所改造工事	60,000円
	単独処理浄化槽改造工事	30,000円
	合併処理浄化槽改造工事	20,000円
集合住宅	単独処理浄化槽改造工事	150,000円
	合併処理浄化槽改造工事	80,000円

ただし、工事費用の2分の1の額が、それぞれの工事の上限額に達しない場合の助成額は、工事費用の2分の1の額（千円未満切り捨て）となります。

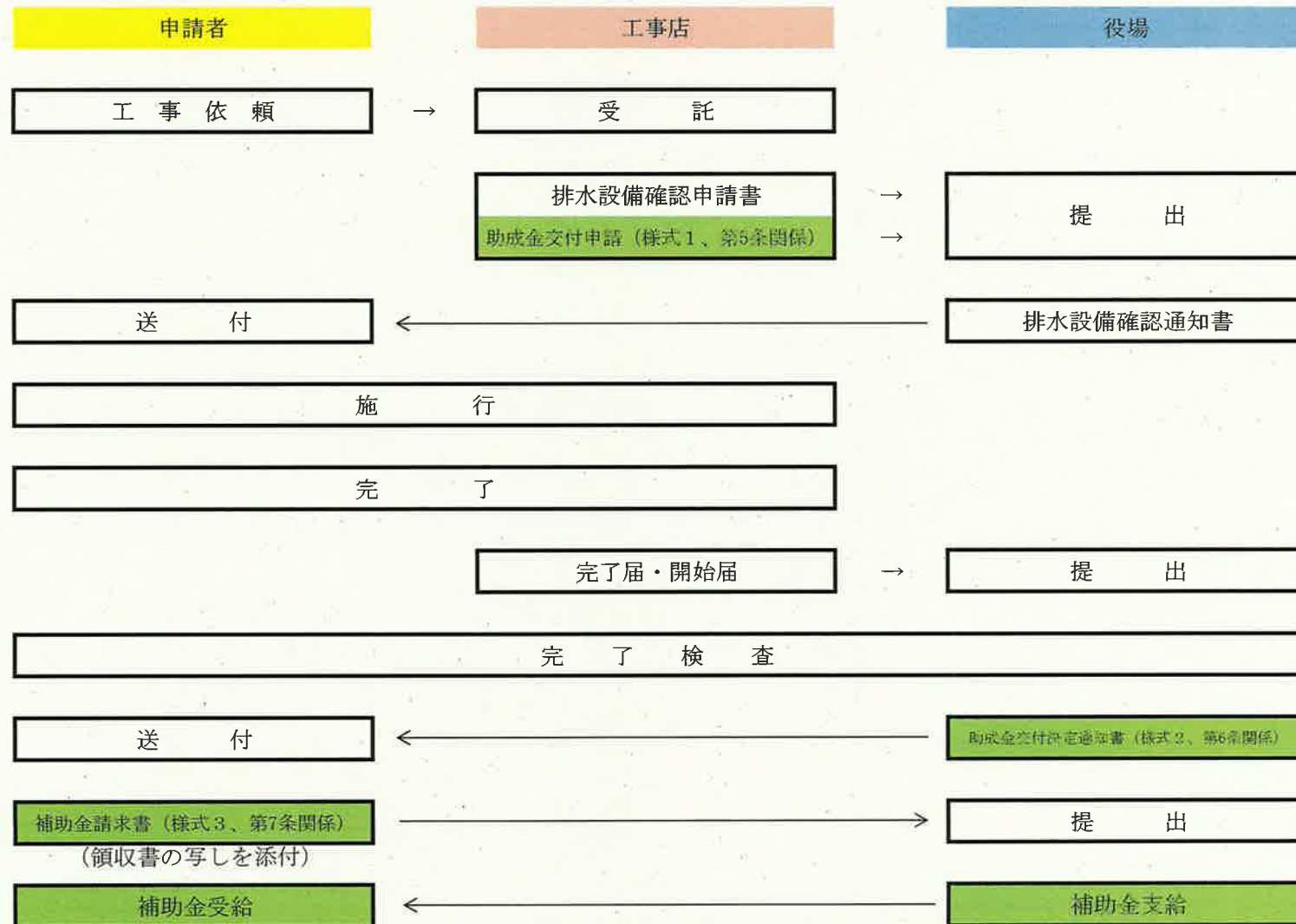
◎申請手続き

原則として本制度の手続きは、排水設備工事に関する手続きと同様に、嘉島町が認定した排水設備指定工事店（「嘉島町下水道排水設備指定工事店一覧表」参照）が代行しておこないます。

本制度及び下水道接続（排水設備工事）に関するお問い合わせは、役場建設課下水道係までご連絡下さい。

電話番号 096-237-2619（直通）
 096-237-1111（代表：内線130）

水洗便所改造工事費等助成制度フロー図



水洗便所改造工事費等助成金交付申請関係記載例

－ 様式－

- 水洗便所改造工事費等助成金交付申請書……………様式第 1 号（第 5 条関係）
- 水洗便所改造工事費等助成金交付請求書……………様式第 3 号（第 7 条関係）

－ 水洗便所改造工事費等助成金交付請求書の添付書類－

- 改造工事に係る領収書（振込書の控えでも可）の写し

様式第 1 号(第 5 条関係)

令和○年 ○月 ○日	
水洗便所改造工事費等助成金交付申請書	
嘉島町長	様
	住所 上益城郡嘉島町上島530番地 氏名 嘉島 太郎 電話 096-237-2619
水洗便所改造工事費等資金の助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。なお、この申請に伴い、私の町税等の滞納の有無を調査されることを承諾します。	
設 置 場 所	上益城郡嘉島町上島530番地 該当する項目に○
助 成 条 件 の 区 分	1 一般住宅 ・ 2 集合住宅 1 くみ取り ・ 2 単独浄化槽 ・ 3 合併浄化槽
工 期	R○年 ○月 ○日～ R○年 ○月 ○日
排 水 設 備 の 使 用 者 (申請人と異なる場合のみ) (集合住宅の場合は除く)	住 所 氏 名 申請者と同一の場合は記入不要
建 築 物 所 有 者 同 意 欄 (当該建築物が申請者の 所有でない場合)	申請者において本書のとおり水洗便所等改造工事を施工することを承諾します。 所有者 住 所 氏 名 申請者と同一の場合は記入不要 電 話
審査	確認者(税務課)
1 供用開始年月日 年 月 日	
2 町税納入状況(滞納)	
有 ・ 無	可 ・ 否
備考	申請者と同一の場合は記入不要

水洗便所改造工事費等助成金交付請求書

請求金額 金 〇〇, 〇〇〇 円

ただし、令和 〇年 〇月 〇日付け 第 〇〇〇号にて助成金交付決定通知の
あった水洗便所改造工事費等助成金を請求する。

令和 〇年 〇月 〇日

嘉島町長 様

住 所 上益城郡嘉島町上島530番地

請 求 者
(交付決定者)

氏 名 嘉島 太郎

嘉島印

振 込 先	金融機関名： 嘉島銀行
金融機関名	支 店 名： 嘉島支店
預 金 種 別	普通 当座
口 座 番 号	〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カシマ タロウ
口座名義人	嘉島 太郎

※ 口座名義人は交付決定者に限る。

添付書類：改造工事に係る領収書（振込書の控えでも可）の写し